

令和5年分 申告相談のお知らせ

本町の税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年分（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の収入に関する申告相談を次の日程で行います。内容をご確認いただき、申告が必要な方は期間内に申告してください。

● **日 時**：令和6年2月16日（金）～3月15日（金）

※土・日曜日、祝日を除く。事前に予約した時間の10分前までにご来場願います。

● **会 場**：ペア・パル利府（役場庁舎内町民交流館）研修室1・2

● **お問合せ**：利府町 税務課 町民税係 ☎ 022-767-2117

上記期間内のみ ☎ 022-767-2169（当日の予約キャンセル、問合せ等）

※期間中は大変混雑するため、問合せの回答にお時間をいただきますのでご了承ください。

《注意!》事前予約が必要となります。

事前予約をされずに当日来庁されても、予約に空きが無い限り当日申込はできませんのでご注意ください。

● 予約方法について

・パソコンやスマホでインターネットから予約できます。

※令和6年1月15日（月）午前9時から受付開始

・受付件数は午前60組・午後60組です。

※電話での予約は原則受付できません。



「所得の申告予約受付について」

● 予約申請の操作手順

1 右上の QR コードを読み取り、予約開始画面へアクセス（※読み取りがうまくいかない場合は <https://logoform.jp/f/ZRAKJ> を入力してアクセスしてください。）

2 注意事項をよくお読みの上、申告予約を希望する時間帯にチェックを入れ、来庁者情報を入力し、必須事項が入力されていることを確認して送信を完了。

3 送信後に表示される画面の予約番号を控える（※相談で来庁した際、ご提示いただきます。）

《注意》 予約キャンセル操作をした場合は翌日まで再予約ができません。なお、再予約をお急ぎの際には、税務課町民税係までご連絡願います（※キャンセル対応操作を実施します）。

上記の予約作業が難しい場合は窓口で作業を支援します。ご希望の方は下記の期間にご来庁ください。

○ **予約受付窓口開設期間**… 令和6年1月15日（月）～ 3月14日（木）（④番窓口）

※土・日曜日、祝日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後4時

※来庁が難しい方は郵送での申込が可能です。本ページ下段の申込書を切り取り、必要事項を記入の上、切手を貼った返信用封筒を同封して下記宛先までご郵送ください。

● 宛先…〒981-0112 利府町利府字新並松4番地 利府町役場税務課町民税係

● 入場の制限

検温とマスクの着用や、少人数でお越しくださるようにご協力願います。体温が37.5℃を超える方や風邪症状等がある方の入場をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

{ 切り取り線 }

令和5年分 申告相談郵送申込書

時間：午前の部… 8時40分から20分刻みで11時40分まで
午後の部… 13時40分から20分刻みで16時40分まで

申告者情報 ※必ず連絡可能な方		申告希望日時 ※期間：2/16（金）～3/15（金）土、日、祝日を除く			
氏 名	カタカナでご記入ください	第1希望：	月	日	時 分から
生年月日	T・S・H 年 月 日	第2希望：	月	日	時 分から
電話番号	- -	第3希望：	月	日	時 分から
申告内容	給 与 ・ 年 金 ・ 医 療 費 ・ 雑 収 入 等 ・ そ の 他 （ 農 業 ・ 不 動 産 ・ 営 業 ）				

● 申込締切…令和6年1月31日（水）※当日消印有効

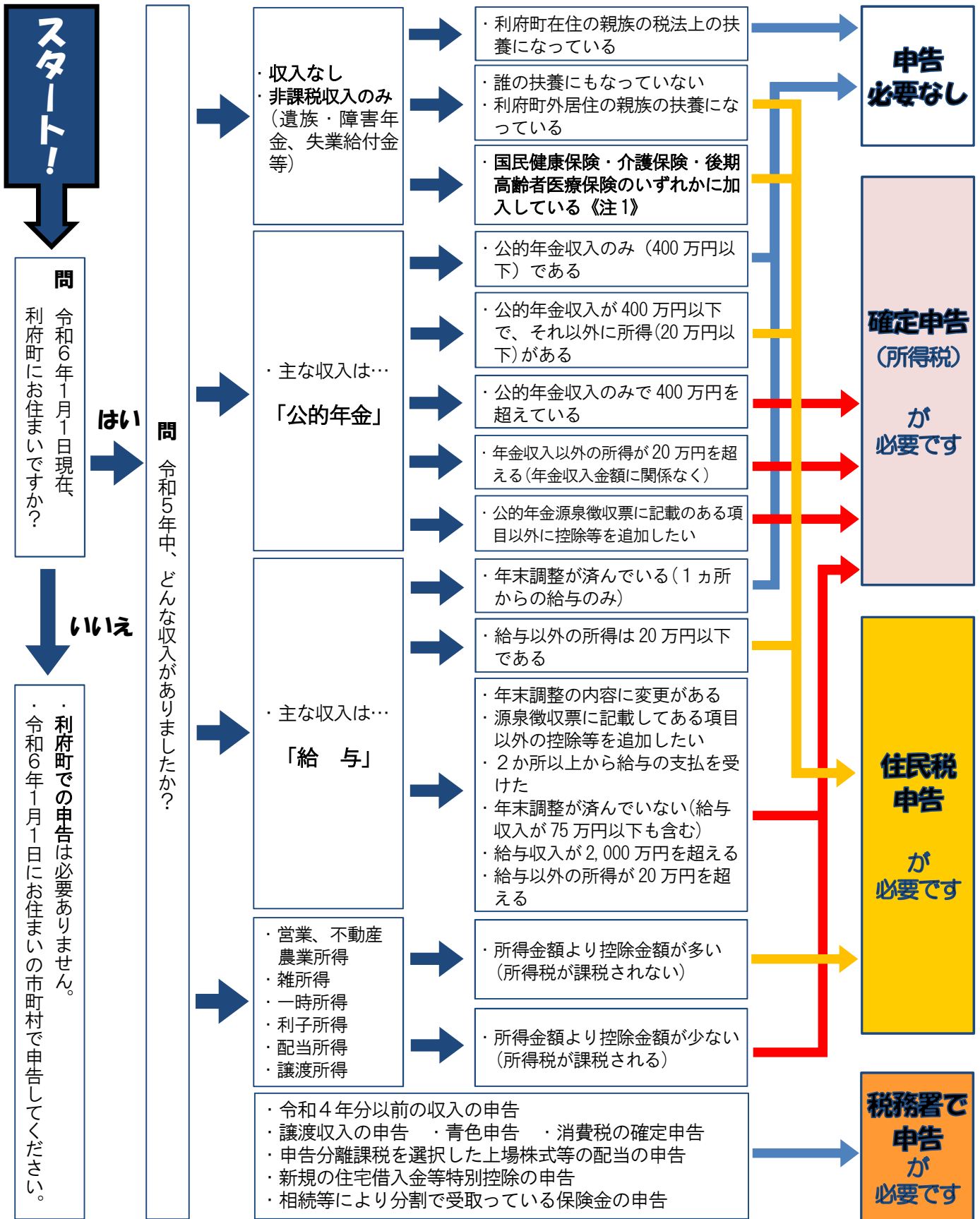
この申込によって利用者識別番号を町職員が取得することに同意するものとします。

※先着順に1月15日（月）午前9時から予約作業を行い、日時決定後に通知書を返送します。

※申し込みの状況により、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申告が必要かどうか確認してみましょう

特例の適用等によっては下図に沿わない場合もあります。ご不明な点は、お問い合わせください。
 ※下図中、「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは「収入」から経費相当額を差し引いた金額です。
 ・所得税の還付を受けるためには、下図に関わらず確定申告が必要です。



《注1》国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に算定されます。未申告の場合、軽減が適用されませんので、収入が0円であっても、必ず「住民税申告」をお願いします。

申告に必要な書類と注意事項

スムーズな申告相談のため、必要書類等を事前に整理されますようお願いいたします。

対象者		持参するもの	詳細	確認	
共通	全員	・ボールペン	消せるボールペンは不可	<input type="checkbox"/>	
		・マイナンバーカード ・本人確認書類	「マイナンバーカード」 又は 「通知カード等（個人番号が確認できる書類） + 本人確認書類」	<input type="checkbox"/>	
収入の申告	給与・年金	・源泉徴収票	紛失した場合は、給与・年金支払者から再発行を受けてください。	<input type="checkbox"/>	
	営業・農業・不動産	・収支内訳書 ・帳簿 ・支払調書	事前に収支内訳書を作成して持参してください。（※収入減収に係る協力金等の支払金額が分かる書類も持参してください。）	<input type="checkbox"/>	
	一時金等	・支払証明書	生命保険の一時金・満期金等の収入があった方	<input type="checkbox"/>	
	上記以外の収入 （講演料や個人年金等の雑収入等）	・支払証明書 ・支払調書 等	収入と経費が確認できる書類を持参してください。	<input type="checkbox"/>	
各種控除の申告 （源泉徴収票に記載されるもの以外）	社会保険料控除	・証明書 ・領収書	国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金等の支払があった方	<input type="checkbox"/>	
	医療費控除	従来型の医療費控除	・明細書 ・医療費通知	「医療費控除の明細書」に記入し、持参してください。（※4ページ目参照）	<input type="checkbox"/>
		セルフメディケーション税制	・明細書 ・添付書類	健康増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組（※健康診断や予防接種）を行ったことが分かる書類が必要です。	<input type="checkbox"/>
	雑損控除	・り災証明書 ・盗難証明書 ・被害額が分かるもの	災害や盗難等の被害にあったことを証明する書類及び被害額が分かるもの（※修理の領収書等）が必要です。	<input type="checkbox"/>	
	生命保険料、地震保険料控除	・控除証明書	生命保険料（一般・介護医療・個人年金）、地震保険料等の払込があった方（※保険会社が発行する控除証明書が必要です。）	<input type="checkbox"/>	
	障害者控除	・障害者手帳 ・認定証明書（介護）	障害者手帳、障害を認定する証明書が必要です。	<input type="checkbox"/>	
	寄付金控除	・受領書 ・証明書	寄附金の受領証又は証明書等が必要です。 ※ふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出された方は申告不要です。	<input type="checkbox"/>	
所得税の還付金を受ける方	・口座番号が記載されているもの	申告者本人名義の口座番号が必要です。	<input type="checkbox"/>		

申告相談にあたり、ご理解とご協力をお願いします

●申告相談の予約受付に際して

相談は事前予約を頂いた時間帯の順にご案内しますが、相談の内容や会場運営の都合により、やむを得ず順番が前後する場合がございます。

また、相談の内容等により予約時間どおりお呼びできない場合がございますので、お時間に余裕をもってご来場くださるようお願いいたします。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

次に該当する方は、本町の会場にて申告相談できません

- ア) 令和4年分以前の収入の申告をする方
- イ) 譲渡収入（土地・建物・株式等の売却に係る収入）の申告をする方
- ウ) 申告分離課税を選択した上場株式等の配当の申告をする方
- エ) 青色申告をする方
- オ) 消費税の確定申告をする方
- カ) 新規で住宅借入金等特別控除の申告をする方
- キ) 相続等により分割で受取っている保険金の申告をする方

●開設期間（平日のみ）

令和6年2月16日（金）
～3月15日（金）

●開設時間

午前9時～午後4時



《参考》

上記の申告等につきましては、塩釜税務署（申告書作成会場「マリングート塩釜2階ベイサイドルーム」右図を参照。電話番号…022-362-2151）などで相談・申告願います。

●住民税申告のみ必要な方

2月初旬に「町・県民税申告書」を全戸配布する予定です。ぜひ郵送申告の利用もご検討ください。

確定申告書はパソコンやスマホから作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、確定申告書が簡単に作成することができます。自宅等から印刷して郵送で税務署へ提出することができます。

●確定申告等に関するお問合せ先

- ・ 国税庁ホームページ URL … <https://www.nta.go.jp/>
- ・ その他国税に関するお問合せ … (塩釜税務署) 022-362-2151
自動音声に従い0番を選択
(国税相談専用ダイヤル)
平日8:30～17:00
(土・日・祝日除く) 0570-00-5901 (ナビダイヤル)



「確定申告書等作成コーナー」

営業・不動産・農業所得の申告には収支内訳書が必要です

- ・ 職員による代理集計は行いませんので、事前に収支内訳書を作成してお持ちくださるようお願いいたします。

医療費控除の申告には明細書の提出が必要です

- ・ 医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の提出が義務化されています。職員による代理作成は行いませんので、医療費控除を申告される方は、明細書を作成してお持ちくださるようお願いいたします。
- ・ 下記の(1)から(3)までの場合に依りて、書類を準備くださるようお願いいたします。

(1) 医療費通知（お知らせ）により令和5年1月から12月までの医療費を全て確認できる方

- ① 医療費控除の明細書（※氏名を記入したもの）
- ② 医療費通知（※令和5年中の医療費が記載されたもの）

(2) 医療費通知に記載されたもの以外も申告したい方

- ① 医療費控除の明細書（※医療費通知に記載のない医療費を記入してください）
- ② 医療費通知（※令和5年中の医療費が記載されたもの）

(3) 医療費通知がない方

医療費控除の明細書（※申告する令和5年中の医療費全てを記入してください）

※国民健康保険に加入する皆様には「医療費通知」を利府町役場から送付します（※1月～6月の診療分は9月までに送付済みとなっており、7月～10月の診療分は1月中旬に送付予定、11月～12月の診療分については3月上旬に送付予定となっております）。

※11月～12月診療分の「医療費通知」が届く前に確定申告をされる方は、11月～12月診療分医療費についても領収書を参考に「医療費控除の明細書」に計上していただくようお願いいたします。

「医療費控除の明細書」の様式は、2月初旬に住民税申告の案内（郵送申告対応）と一緒に配布いたしますので、医療費控除される際にはご活用ください。

収支内訳書・医療費明細書を事前に作成してこなかった場合は再度別日を予約いただき、再来庁をご案内する場合があります。

なお、収支内訳書等申告関係書類は1月22日（月）以降に税務課前に配置予定です。